

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年9月11日

愛媛県立松山商業高等学校長 井上 伸二

1 入札に付する事項

- (1) 件名
松山商業高等学校高台教棟内装修繕業務
- (2) 業務内容及び数量
内装修繕業務 一式
- (3) 整備の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 履行期限
令和6年3月15日（金）
- (5) 履行場所
愛媛県立松山商業高等学校（松山市旭町71）
- (6) 入札方法
 - ア 入札は、紙入札により行う。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度の製造の請負（物品・役務）等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 過去5年間に、県内において、国又は地方公共団体等において種類を同じくする業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 建築一式に係る建設業許可を有すること。
*上記の確認方法については、下記4のとおり

3 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び問合せ先

愛媛県立松山商業高等学校事務室
〒790-8530 愛媛県松山市旭町 71
電話番号 089-941-3751

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和5年9月20日(水)までの日(土、日曜、祝日を除く。)の午前8時15分から午後4時45分までの間に、(1)に掲げる場所での交付又は愛媛県立松山商業高等学校ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

(3) 入札書の提出方法

入札は紙入札により行うこと。

(4) 入札期間

令和5年9月22日(金)から令和5年9月26日(火)までの執務時間中(午前8時15分から午後4時45分までをいう。)

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

(6) 入札書提出場所

愛媛県立松山商業高等学校事務室
〒790-8530 愛媛県松山市旭町 71

(7) 開札の日時及び場所

令和5年9月27日(水)午前10時00分
愛媛県立松山商業高等学校 会議室

4 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

なお、学校長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 必要書類

- ア 受託要件確認書
- イ 上記2(3)を証する書面

ウ 上記 2 (4) を証する書面

(2) 提出先及び期限等

ア 提出先

上記 3 (1)

イ 提出期限

令和 5 年 9 月 20 日 (水) 午後 4 時 45 分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送 (期限必着)

エ 受付時間

持参する場合は、執務時間中 (午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分まで)

(3) 入札参加の可否の通知

入札参加の可否については、入札日の前日までに通知する。

5 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、令和 5 年 9 月 20 日 (水) 午後 4 時 45 分までに受託要件確認書を提出しなければならない。

なお、当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、3 (4) の期間に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。